す部分に限る。）、一二六二の二七八から一二六二の二八一まで、一二六二の二八二・一二六二の二八四・一二六二の二八五・一二六二の二八七（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、一二六二の二八九、一二六二の二九一、一二六二の二九二、一二六二の二九六・一二六二の二九八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一二六二の三〇〇、一二六二の三〇二から一二六二の三〇八まで、一二六二の三一一・一二六二の三一二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一二六二の三一三、一二七七の一から一二七七の四〇まで、一二七七の四三、一二七七の四四、一二七七の四五（次の図に示す部分に限る。）、一二七七の四六、一二七七の四七、一二七七の四九から一二七七の七五まで、一二七七の七六（次の図に示す部分に限る。）、一二七七の七七、一二七七の七八、一二七七の七九（次の図に示す部分に限る。）、一二七七の八〇、一二七七の八一（次の図に示す部分に限る。）、一二七七の八二、一二七七の八三から一二七七の八五まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一二七七の八六、一二七七の八八から一二七七の一〇一まで、一二七七の一〇四から一二七七の一一八まで、一二七七の一二〇、一二七七の一二二から一二七七の一二四まで、一二七七の一二九から一二七七の一三三まで、一二七七の一三四、一二七七の一三五、一二七七の一三七、一二七七の一三八、一二七七の一四一、一二七七の一四五から一二七七の一五一まで、一二七七の一五三、一二七七の一五五から一二七七の一五九まで、一二七八の一（次の図に示す部分に限る。）、一二七八の二〇から一二七八の二三まで、字江ナミ谷一三一八の一六五、一三一八の一六六、一三一八の一六七（次の図に示す部分に限る。）、一三一八の一六八から一三一八の一七〇まで、一三一八の一七一（次の図に示す部分に限る。）、一三一八の一七二、一三一八の一七三（次の図に示す部分に限る。）、一三一八の一七四、一三一八の一七五から一三一八の一七七まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一三一八の一七八から一三一八の一八二まで、一三一八の一八三（次の図に示す部分に限る。）、一三一八の一八四、一三一八の一八五、一三一八の一八六・一三一八の一八七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一三一八の一八九から一三一八の一九〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一三一八の一九一、一三一八の一九二から一三一八の一九四まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一三一八の一九五から一三一八の二〇八まで、一三一八の二一五から一三一八の二一八まで、一三一八の二二〇から一三一八の二二二まで、一三一八の二三一から一三一八の二五六まで、一三一八の二五九から一三一八の二六三まで、一三一八の二八八、一三一八の二九一から一三一八の二九三まで、一三一八の二九五、一三二二の一四、一三二二の二一、一三二二の二五、一三二二の二七、一三二二の二四、一三二二の二五、一三三六、一三三七から一三三二の五〇まで、一三三四一、一三四一の一（次の図に示す部分に限る。）、一三四三の一一から一三四三の一五まで、一三四三の一七から一三四三の二三まで、一三四四の二、一三四四の二六から一三四四の三一まで、一三四四の三二（次の図に示す部分に限る。）、一三四四の三三から一三四四の三五まで、一三四四の三七、一三四四の三八、一三四四の三九から一三四四の四三まで（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、一三四四の四四から一三四四の四六まで、一三四四の四七（次の図に示す部分に限る。）、一三四四の四八、一三四四の四九から一三四四の五二まで（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、一三四四の五三から一三四四の五六まで、一三四四の五七（次の図に示す部分に限る。）、一三四四の五八、一三四四の五九・一三四四の六〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一三四四の六一、一三六二、一三六三の三六から一三六三の四六まで、一三六三の四七・一三六三の四八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一三六三の四九、一三六三の五〇、一三六三の五一・一三六三の五二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一三六三の五三、一三六三の五四（次の図に示す部分に限る。）、一三六三の五五から一三六三の六七まで、一三六三の六八（次の図に示す部分に限る。）、一三六三の六九から一三六三の八三まで、一三六三の八四（次の図に示す部分に限る。）、一三六六、一三六七の一から一三六七の一五まで、一三六七の一六（次の図に示す部分に限る。）、一三六七の一七、一三六七の一八（次の図に示す部分に限る。）、一三六七の二〇・一三六七の二一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一三六七の二三から一三六七の二六まで（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、一三六七の二七から一三六七の三九まで、一三六七の四〇・一三六七の四一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一三六七の四二から一三六七の四七まで、一三六七の四八（次の図に示す部分に限る。）、一三六七の四九、一三六七の五〇から一三六七の五二まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一三六七の五三、一三六七の五四、一三六七の五五（次の図に示す部分に限る。）、一三六七の五六、一三六七の五七、一三六七の五八（次の図に示す部分に限る。）、一三六七の六〇・一三六七の六一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一三六七の六二から一三六七の六六まで、一三六七の六七・一三六七の六八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一三六九の一（次の図に示す部分に限る。）、一三六九の二から一三六九の一〇まで、一三六九の一一（次の図に示す部分に限る。）、一三六九の一二から一三六九の一八まで、一三六九の一九・一三六九の二〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一三六九の二一から一三六九の二九まで、一三六九の三〇（次の図に示す部分に限る。）、一三六九の三一から一三六九の三八まで、一三六九の三九から一三六九の四二まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一三六九の四三から一三六九の四五まで、一三六九の四六（次の図に示す部分に限る。）、一三六九の四七から一三六九の四九まで、字ヘンフ谷一三七一の三四、一三七一の三五、一三七二の二、一三七二の四、一三七三の一、一三七四の一から一三七四の一〇まで、一三七四の一三から一三七四の二一まで、一三七五の一から一三七五の一八まで、一三七五の二〇、一三七五の二一、一三七五の二三から一三七五の三三まで、一三七五の三六、一三七五の四二から一三七五の四六まで、一四二七の一四九から一四二七の一五まで、一四二七の一三二（次の図に示す部分に限る。）、一四二七の一三三から一四二七の一三五まで、一四二七の一三七、一四二七の一三八から一四二七の一四二まで、一四二七の一四六から一四二七の一四九まで、一四六二の一

農林水産省告示第二千六百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年十月九日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

山梨県南都留郡富士河口湖町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、富士河口湖町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

富士河口湖町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、富士河口湖町（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び富士河口湖町役場に備え置いて縦覧に供する。）

(一)　変更後の指定施業要件

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県庁及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。）